弟子屈町 第二期子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度~令和6年度】

令和2年3月

弟子屈町

はじめに

子育てを取り巻く環境は、少子高齢化による核家族 化、コミュニティ意識の希薄化や、就労の多様化など により、大きく変化しています。

平成27年4月よりスタートした子ども・子育て支援新制度では、すべての子どもへの良質な成育環境の保障や、子育て家庭を社会全体で支援するための環境整備など、様々な環境の変化等に配慮した上で、進められる必要があるとされています。



これを受け本町ではこれまで、『弟子屈町次世代育成支援行動計画』に沿って、子育でに係る各種の施策を展開してまいりましたが、平成26年度で終了したこの計画を引き継ぎ、平成27年度からの5年間を第一期とする、『弟子屈町子ども・子育で支援事業計画』を策定いたしました。

この計画では、『弟子屈町次世代育成支援行動計画』の基本理念である「子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが」の実現を目指してまいりましたが、この度、上記計画が令和元年度に終了を迎えることからこれを見直すこととなり、『第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

今後とも、町民の皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました弟子屈町子ども・子育て会議の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただいた町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

弟子屈町長 徳永哲雄

弟子屈町子ども・子育て支援事業計画 目 次

第1章	章 計画の策定にあたって	1
1.1	計画策定の趣旨	1
1.2	計画の位置付け・期間	2
(1)	計画の位置付け	2
(2)	計画の期間	2
(3)	他の計画との整合性	2
(4)	計画策定の体制	2
1.3	計画の推進体制	3
(1)	町民が一体となった推進	3
(2)	関係機関のネットワークの強化	3
(3)	町の推進体制	3
1.4	計画策定後の点検・評価	4
₩ 0 ∃	・ ・ ガス見吹のて じょうマカイナ 取り光ノ 現場	_
先∠ □	章 弟子屈町の子ども・子育てを取り巻く現状	
2.1	人口・出生・婚姻の現況	5
(1)	人口	5
(2)	出生数•出生率	7
(3)	婚姻・離婚	8
2.2	世帯・就労の現況	11
(1)	世帯数・世帯構成	11
(2)	就労状況	13
2.3	子ども・子育て支援環境の現況	16
(1)	幼児教育・保育施設の状況	16
(2)	児童・生徒の状況	22
(3)	保健事業の実施状況	29
(4)	その他の子育て支援事業	30
第3章	計画の前提と基本方向	33
3.1	計画の前提	33
(1)		
` ,		
(∠)	教育・保育提供区域の設定	33

;	3.2	基本方向	34
	(1)	基本理念	34
	(2)	基本目標	35
	(3)	施策の体系	36
第4	4章	子ども・子育て支援の施策	37
4	4.1	具体施策の展開	37
	\	基本目標 1◆ 子どもがのびのびと育つまちづくり	37
	(1)	親や子どもの健康の確保・増進	37
	(2)	子どもの健やかな成長を育む環境の整備	39
	•	基本目標 2◆ ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり	42
	(1)	子育て家庭への支援	42
	(2)	仕事と子育ての両立支援	45
	•	基本目標3◆ 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり	46
	(1)	地域社会における子育て支援体制の整備	46
	(2)	支援を必要とする子どもと家庭への支援	48
	(3)	安全・安心の子育て社会づくりの推進	51
第:	5章	子ども・子育て支援事業計画	53
í	5.1	教育・保育にかかる計画	53
į		教育・保育にかかる計画 量の見込み	
į	(1)		53
	(1)	量の見込み 確保方策	53 54
	(1) (2) 5 . 2	量の見込み 確保方策	53 54 56
	(1) (2) 5 . 2 (1)	量の見込み	53 54 56
((1) (2) 5 . 2 (1)	量の見込み	53 54 56 56
((1) (2) 5 . 2 (1) (2) 5 . 3	量の見込み 確保方策 地域子ども・子育て支援事業にかかる計画 量の見込み 確保方策	5354565657
((1) (2) 5 . 2 (1) (2) 5 . 3 (1)	量の見込み	5354565762
((1) (2) 5 . 2 (1) (2) 5 . 3 (1) (2)	量の見込み	535456576262
ţ	(1) (2) 5 . 2 (1) (2) 5 . 3 (1) (2) (3)	量の見込み	535456576262
į,	(1) (2) 5 . 2 (1) (2) 5 . 3 (1) (2) (3)	量の見込み 確保方策 地域子ども・子育て支援事業にかかる計画 量の見込み 確保方策 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 認定こども園への支援 認定こども園・保育所・小学校の連携の推進 質の高い教育・保育の提供	53545657626262
į,	(1) (2) (5.2 (1) (2) (5.3 (1) (2) (3) 参考:	量の見込み 確保方策 地域子ども・子育て支援事業にかかる計画 量の見込み な児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 認定こども園への支援 認定こども園・保育所・小学校の連携の推進 質の高い教育・保育の提供	53545657626262
į,	(1) (2) (5) · 2 (1) (2) (5) · 3 (1) (2) (3) 参考: 1	量の見込み 確保方策 地域子ども・子育て支援事業にかかる計画 量の見込み 確保方策 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 認定こども園への支援 認定こども園・保育所・小学校の連携の推進 質の高い教育・保育の提供 資料 「子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要	5354565762626264
į,	(1) (2) 5 · 2 (1) (2) (5 · 3 (1) (2) (3) 参考: 1 (1) (2)	量の見込み 確保方策 地域子ども・子育て支援事業にかかる計画 量の見込み 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 認定こども園への支援 認定こども園・保育所・小学校の連携の推進 質の高い教育・保育の提供 資料 「子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要 調査の概要 調査の概要	535456576262626464
, in the state of	(1) (2) 5 · 2 (1) (2) (5 · 3 (1) (2) (3) 参考: 1 (1) (2)	量の見込み ・ ではている。 ・ では、一 では、	53545657626262646464

(2)	会議の開催状況	68
(3)	委員名簿	68

■ 第1章 ■ 計画の策定にあたって

1.1 計画策定の趣旨

我が国は、現在、世界で最も高齢化の進んでいる国であり、また、人口も減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の将来予測では、令和 46 年(2065 年)には総人口が 8,888 万人となり、総人口に占める 65 歳以上の割合は 38.0%になると見込まれています。

少子化対策のため、平成 27 (2015) 年 4 月から実施されている「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法から成る「子ども・子育て支援新制度」では、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」と 「教育・保育の質の改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みが 推進されています。

また、平成29年4月より施行された改正母子保健法において、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うための「母子健康包括支援センター設置(子育て世代包括支援センター)」が市町村の努力義務として制定されました。

弟子屈町では、「子ども・子育て支援新制度」等の方針等に基づき、平成 27 年度に 『弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』を策定しましたが、この度これを引き継ぎ、 『第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、孤立感を持つ子育て世代や困り感を持つ家庭の増加等、課題として認知されるようになってきたものもあります。弟子屈町では、『弟子屈町次世代育成支援地域行動計画』、『弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』のもとで、こうした問題意識を包含した施策を展開してきました。

『第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』は子どもと子育て世代の諸問題解決と生活の充実に向けた支援を推進するため、これまでの計画を引き継いだ計画とし策定します。

1.2 計画の位置付け・期間

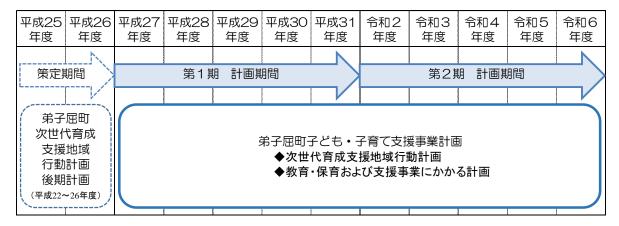
(1) 計画の位置付け

『第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、家庭における子育てを中心に、地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、町が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本指針となるものです。

さらに、これまで取組を進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『弟子屈町次世代育成支援地域行動計画』や『弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』の基本的な考え方や施策等を継承し、さまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

(2) 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度を初年度とし、5年間を一期として策定します。



(3) 他の計画との整合性

本計画は、「第5次弟子屈町総合計画」や「元気てしかが21 (第二次)健康増進・ 食育推進計画」等との整合性を図りながら、弟子屈町における子ども・子育て支援に ついての総合的な計画として策定します。

(4) 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、保育・教育ニーズを含む子育て支援に関する潜在的な需要や、子育でに関する保護者の意識などを把握するため、「子育で支援に関するニーズ調査」を実施しました(令和元年8月)。

計画策定については、関連団体代表や住民代表からなる「弟子屈町子ども・子育て会議」を設置し、策定しました。

1.3 計画の推進体制

(1) 町民が一体となった推進

本町において、子どもたちが健やかに育つためには、子どもの保護者の第一義的責任はもとより、地域社会・保育施設・学校・行政関係機関等の連携および地域の温かいまなざしが必要です。つまり、"子ども・子育て支援"は、子育て家庭のみならず、町内のさまざまな立場の町民が考えて取り組むべき課題といえます。

基本目標でも掲げたように、子育てと子育ちを地域全体で支えることによって、子どもがのびのびと育ち、ゆとりをもって楽しんで子育てができるまちとなります。

そのため、本計画の趣旨や理念、基本目標等に対する理解を深められるよう、住民や関連機関等に計画の普及・啓発を推進します。"子ども・子育て支援"にかかる意識の醸成を図りながら、さまざまな立場の人を結びつけ、町民が一体となった取り組みとします。

(2) 関係機関のネットワークの強化

子どもを育てる人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、すべてのサービスが有機的に連携し、必要とするサービスが適切に提供されることが必要です。

そのため、計画の推進にあたっては、社会福祉協議会などの関連団体や教育・保育にかかる民間団体との協力を拡大するとともに、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

また、本計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、庁内各課はもとより、国や道との連携、関連機関との相互協力が求められます。

教育・保育機関、医療機関、保健所、保健福祉機関等の密接な連携のもとでネットワーク体制を強化し、教育・保育の充実、総合的な保健・相談・指導体制の強化を図ります。

(3) 町の推進体制

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境など、様々な分野にわたっています。このため、児童福祉の担当課が中核となり、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進め、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、役場内の総合的な推進体制を整備し、計画の進捗状況の管理と情報の共有化を図り、全庁的に子ども・子育て支援の取り組みを進め、各所管が子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら事業を推進します。

さらに、外部の有識者の協力のもとで本計画の進捗状況を点検・評価し、その結果 に基づいて計画の検討・改善を図っていきます。

1.4 計画策定後の点検・評価

す。

計画に掲げた施策については、子ども・子育て会議において、定期的に実施状況等を評価し、結果に基づいた事業内容の見直しや取組内容の改善等を図ります。 また、必要な場合には、子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しを行いま

■ 第2章 ■ 弟子屈町の子ども・子育てを取り巻く現状

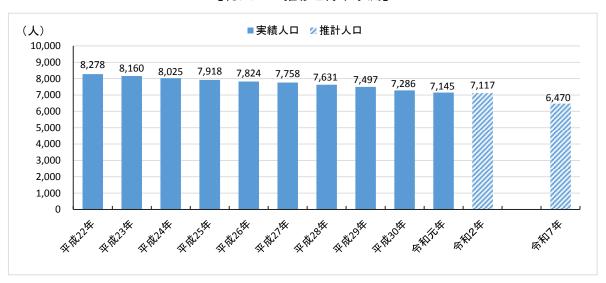
2.1 人口・出生・婚姻の現況

(1) 人口

①総人口の推移と将来予測

本町の令和元年9月末の総人口は7,145人で、平成27年から7.9%減少しています。 第二期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了する翌年の令和7年の推計人口は6,470人となっており、平成27年から16.6%減少する推計となっています。

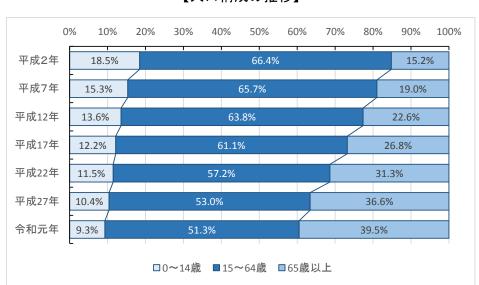
【総人口の推移と将来予測】



資料:実績人口(住民基本台帳、各年9月30日現在) (国勢調査、平成22年、平成27年) 推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、各年10月1日時点)

②人口構成比の推移

人口構成比の推移をみると、「0~14歳」の年少人口の割合は年々減少し、令和元年9月末は9.3%となっています。逆に「65歳以上」の老年人口の割合は増加傾向を示し、令和元年9月末は39.5%にまで増加しています。



【人口構成の推移】

資料:平成2~27年 国勢調査(年齢不詳分を除く) 令和元年 住民基本台帳(9月30日現在)

③児童数の推移

令和元年 9 月末の児童人口(0~11 歳)は 511 人で、平成 27 年から 18.2%減少しています。平成 7 年以前は 1,000 人を超えていましたが、年々減少し、平成 22 年以降は 800 人を下回っています。

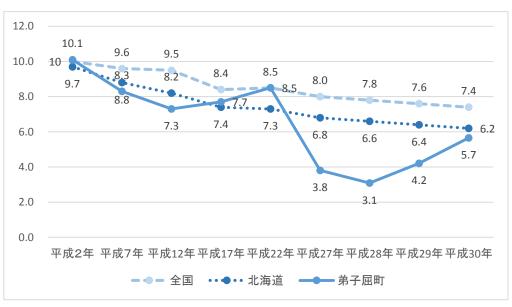
(人) 1,600 1,400 1.200 854 1,000 ☑6~11歳 590 800 ■0~5歳 509 457 600 388 340 400 297 624 535 482 200 404 345 285 214 0 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和元年

【児童数の推移】

資料:平成2~27年 国勢調査 令和元年 住民基本台帳(9月30日現在)

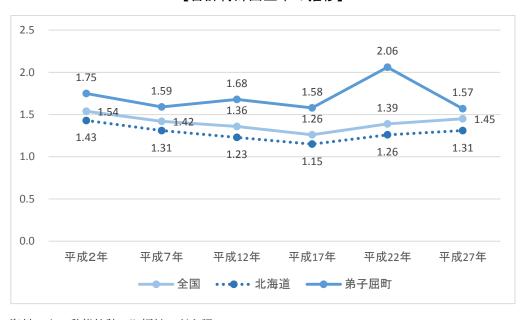
(2) 出生数・出生率

平成 22 年以降の本町の出生数は年間 20~60 人の規模で推移しています。出生率をみると、平成 27 年から全国・北海道値よりも大きく落ち込みましたが、平成 29 年より回復基調となり、平成 30 年は 5.7 となっています。また、合計特殊出生率は、全国・北海道値よりも高く、平成 27 年は 1.57 となっています。



【出生率(人口1000人対)の推移】

【合計特殊出生率の推移】



資料:人口動態統計、町福祉こども課

(3) 婚姻 · 離婚

①婚姻数・離婚数の推移

本町の婚姻数は減少傾向をたどり、平成 27 年は 30 件を下回りましたが、以降、増減を繰り返し、平成 30 年は 26 人となっています。婚姻率をみても同様の傾向にあり、平成 30 年は 3.5 となっています。

離婚数については、経年的に増減の傾向はみられず、平成2年以降8~21件の間で推移しています。



【婚姻数・離婚数の推移】

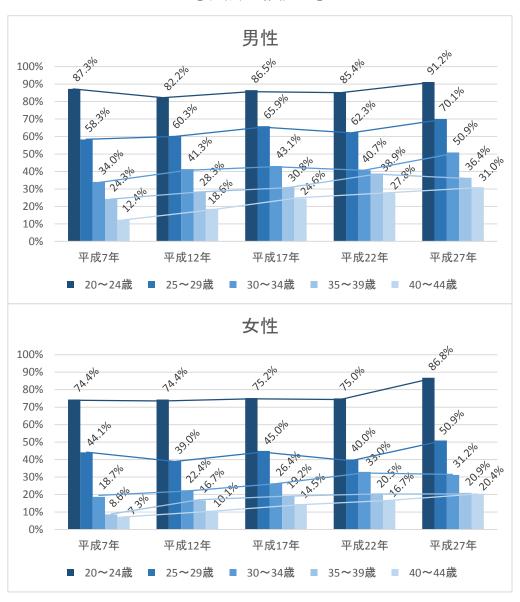
※婚姻率の算出は、国勢調査、住民基本台帳各年9月末の人口を用いた 資料:人口動態統計

②未婚率

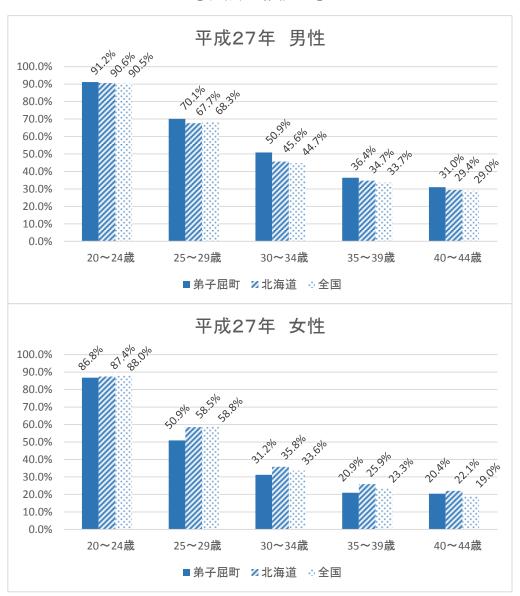
25 歳~44 歳の町民の未婚率は、男女とも増減はあるもののほぼ増加傾向にあり、近年その傾向が顕著となっています。特に、平成 22~27 年における、20~24 歳の女性 $(75.0\%\rightarrow 86.8\%)$ 、24~29 歳の女性 $(40.0\%\rightarrow 50.9\%)$ 、20~24 歳の男性 $(85.4\%\rightarrow 91.2\%)$ 、24~29 歳の男性 $(62.3\%\rightarrow 70.1\%)$ などに大幅な増加が見られます。

本町の平成22年の未婚率を北海道や全国と比較すると、男性は各年齢層ともに北海道や全国と同程度の比率となっています。女性は20歳から29歳の層で差がみられ、北海道や全国よりも8ポイント程度低くなっています。

【未婚率の推移(1)】



【未婚率の推移(2)】



2.2 世帯・就労の現況

(1) 世帯数・世帯構成

①世帯数と子どものいる世帯

平成 27 年の国勢調査によれば、本町の一般世帯数は 3,497 世帯です。うち 18 歳未満の子どものいる世帯は 564 世帯(一般世帯の 16.1%)、6 歳未満の子どものいる世帯は 205 世帯(一般世帯の 5.9%)で、子どものいる世帯の占める割合は年々減少しています。

子どものいる世帯を家族類型別にみると、核家族世帯が、18歳未満の子どものいる世帯では79.8%、6歳未満の子どものいる世帯では80.0%を占めています。また、18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯は12.4%を占め、その世帯数と割合は年々減少しています。

【一般世帯数の推移】

		区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
_	般	世帯 (A)	3,904	3,970	3,904	3,624	3,497
	18	歳未満の子どものいる世帯(B)	1,049	891	776	643	564
		(B)/(A)	(26.9%)	(22.4%)	(19.9%)	(17.7%)	(16.1%)
		6歳未満の子どものいる世帯(C)	400	347	308	252	205
		(C)/(A)	(10.2%)	(8.7%)	(7.9%)	(7.0%)	(5.9%)

資料:国勢調査

【子どものいる世帯の家族類型】

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の子どものいる世帯(A)	1,049	891	776	643	564
核家族世帯(C)	808	695	616	502	450
(C)/(A)	(77.0%)	(78.0%)	(79.4%)	(78.1%)	(79.8%)
ひとり親世帯(G)	95	89	83	82	70
(G)/(A)	(9.1%)	(10.0%)	(10.7%)	(12.8%)	(12.4%)
その他の親族世帯(D)	241	193	158	135	110
(D)/(A)	(23.0%)	(21.7%)	(20.4%)	(21.0%)	(19.5%)
うち6歳未満の子どものいる世帯(B)	400	347	308	252	205
核家族世帯(E)	316	280	253	199	164
(E)/(B)	(79.0%)	(80.7%)	(82.1%)	(79.0%)	(80.0%)
ひとり親世帯(H)	16	15	13	6	16
(H)∕(B)	(4.0%)	(4.3%)	(4.2%)	(2.4%)	(7.8%)
その他の親族世帯(F)	84	67	55	51	40
(F)/(B)	(21.0%)	(19.3%)	(17.9%)	(20.2%)	(19.5%)

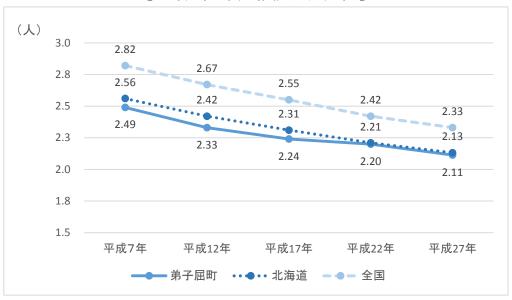
②世帯人員の推移

前記のとおり、本町の一般世帯数は、平成 7 年の 3,904 世帯から、平成 27 年には 3,497 世帯となり、20 年間で 10%減少しています。

平成27年の平均世帯人員数(1世帯あたりの人員数)は2.11人となっており、国や 北海道と同様に減少傾向を示しています。

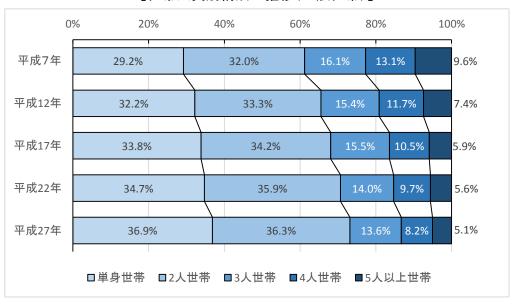
一般世帯の世帯人員構成としては、単身世帯と 2 人世帯が増加傾向にあります。平成 12 年以降はともに 3 割を超えており、平成 27 年では、単身世帯が 36.9%、2 人世帯が 36.3%を占めています。

【平均世帯人員の推移(一般世帯)】



資料:国勢調査

【世帯人員別構成の推移(一般世帯)】



(2) 就労状況

①就業者数・就業率の推移

本町における就業者数は、平成 27 年で男性が 2,179 人、女性が 1,779 人となっています。就業率 (15 歳以上人口に対する就業者数の割合) は男女とも微減の傾向にあります。

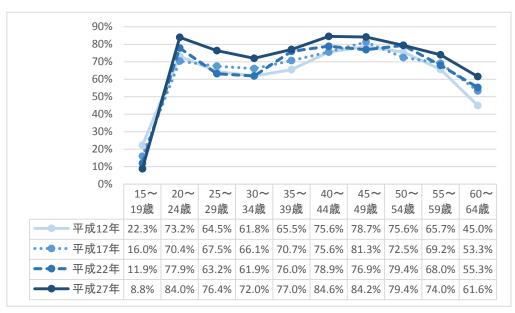
女性の年齢階層別就業率をみると、いわゆる M 字型カーブの底にあたる「30~34歳」の割合は平成12年から17年にかけて上昇し、平成22年には平成12年の水準に戻りましたが、平成27年には再び上昇しています。

【就業者数と就業率の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
〔男〕				
15歳以上人口(人)	3,928	3,794	3,440	3,269
就業者数(人)	2,938	2,645	2,300	2,179
就業率	74.8%	69.7%	66.9%	66.7%
〔女〕				
15歳以上人口(人)	4,274	4,131	3,885	3,682
就業者数(人)	2,160	1,997	1,794	1,779
就業率	50.5%	48.3%	46.2%	48.3%

資料:国勢調査

【女性の年齢別就業率】

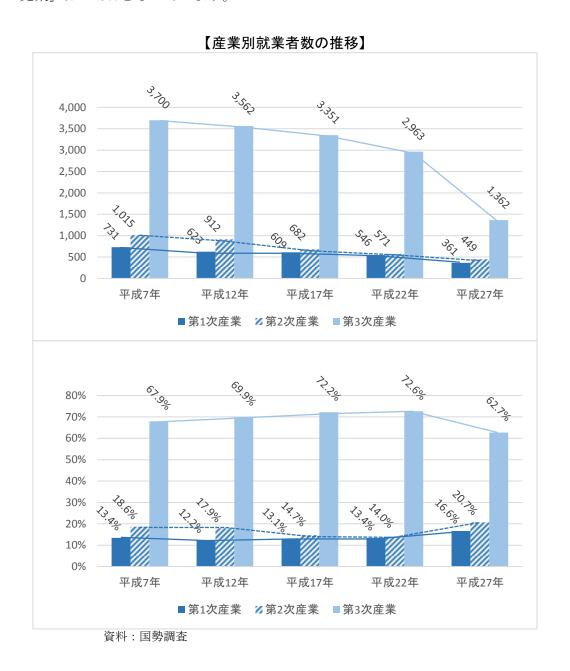


②産業・雇用

前記のとおり、本町の就業者数は、平成 12 年の 5,098 人から、平成 27 年には 3,958 人となり、15 年間で 22%減少しています。

産業分野別では、第2次産業の割合が平成22年までは減少していましたがその後増加に転じ、第3次産業の割合平成22年までは増加していましたがその後減少に転じています。平成27年の産業別の割合は、第1次産業が16.6%、第2次産業が20.7%、第3次産業が62.7%となっています。

平成27年の就業者数を産業分類別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」「農業・林業」「卸売業、小売業」の順に多くなっています。女性では第3次産業の割合が大きく、「医療、福祉」は21.1%、「宿泊業、飲食サービス業」は18.3%、「卸売業、小売業」は14.5%となっています。



【産業分類別就業者数(平成27年)】

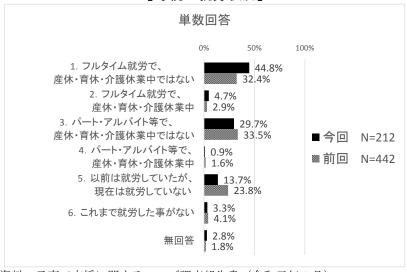
		就業者数(人)			構成比			
	総数	男	女	総数	男	女		
農業•林業	593	360	233	15.0%	16.5%	13.1%		
漁業	1	1	-	0.0%	0.0%	-		
鉱業、採石業、砂利採取業	8	6	2	0.2%	0.3%	0.1%		
建設業	381	331	50	9.6%	15.2%	2.8%		
製造業	193	112	81	4.9%	5.1%	4.6%		
電気・ガスロ熱供給口水道業	38	29	9	1.0%	1.3%	0.5%		
情報通信業	13	8	5	0.3%	0.4%	0.3%		
運輸業、郵便業	130	98	32	3.3%	4.5%	1.8%		
卸売業、小売業	469	211	258	11.8%	9.7%	14.5%		
金融業、保険業	33	18	15	0.8%	0.8%	0.8%		
不動産業、物品賃貸業	33	23	10	0.8%	1.1%	0.6%		
学術研究、専門・技術サービス業	61	43	18	1.5%	2.0%	1.0%		
宿泊業、飲食団ービス業	575	250	325	14.5%	11.5%	18.3%		
生活関連団ービス業口娯楽業	180	91	89	4.5%	4.2%	5.0%		
教育、學習支援業	151	78	73	3.8%	3.6%	4.1%		
医療、福祉	514	138	376	13.0%	6.3%	21.1%		
複合団ービス業	107	61	46	2.7%	2.8%	2.6%		
サービス業(他に分類されないもの)	234	135	99	5.9%	6.2%	5.6%		
公務(他に分類されないもの)	230	179	51	5.8%	8.2%	2.9%		
分類不能□産業	14	7	7	0.4%	0.3%	0.4%		
全産業	3,958	2,179	1,779	100.0%	100.0%	100.0%		

資料:国勢調査

③母親の就労状況 (ニーズ調査結果より)

母親の就労状況としては、「フルタイム就労で、産休・育休・介護休業中ではない (44.8%)」が最も多く、「パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中ではない (29.7%)」と続き、前回調査とほぼ同様の傾向にあるものの、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1割程度減少し、その分「フルタイム就労で、産休・育休・介護休業中ではない」が増加しており、就労の増加傾向が見られます。

【母親の就労状況】



資料:子育て支援に関するニーズ調査報告書(令和元年8月)

2.3 子ども・子育て支援環境の現況

(1) 幼児教育・保育施設の状況

①保育所の状況

本町には、平成18年度の統廃合以降公立の保育園が2か所ありましたが、おひさま保育園と摩周丘幼稚園が統合され、令和元年度から幼保連携型認定こども園ましゅうとなり、公立保育園は1か所となっています。

公立保育園の入所児童数は、令和元年度で 30 人です。これは令和元年 9 月 30 日現在の就学前人口 214 人の 14.0%にあたります。

【公立保育園の入所数等の推移】

			年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
保育園数			2	2	2	2	2	1	
	定員	員 数		165	165	165	165	165	45
	入所児	己童数		126	119	141	120	119	30
	産休明	け~6	か月						
با	0	歳	児	10	17	12	7	19	2
内	1	歳	児	15	14	23	19	9	6
	2	歳	児	17	23	26	27	24	1
訳	3	歳	児	35	22	30	18	24	6
	4	歳	児	13	35	23	27	17	6
	5	歳	児	29	15	33	22	26	9
	保育	士数		18	14	18	20	21	6
	待機児童数		0	0	0	0	0	0	
性が	い児保育	実施	箇所数	1	1	1	2	1	1
単か	いに休月	利用]児童数	1	1	2	3	1	1

資料:町健康こども課

【保育における保育サービスの実施状況】

		実施保育サービス					
保育園名開所時間		乳児 保育	病後児 保育	一時 預かり	延長 保育	障がい 児保育	園 開放
		NV FI	NV FI	124/4	NN FI	JUN 19	DIINX
川湯保育園	月~土 7:30~18:30	0	_	_	0	0	0

資料:町健康こども課

②認定こども園の状況

本町には、私立の摩周丘幼稚園がありましたが、令和元年度からおひさま保育園と 摩周丘幼稚園を統合した、幼保連携型認定こども園ましゅうとなり、令和元年度は135 人の児童が通っています(定員135人)。

【園児数の推移】

(人)

年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
定員	105	105	105	105	105
3 歳児年少	15	20	17	22	14
4 歳児年中	23	19	23	21	22
5 歳児年長	39	21	21	24	19
合 計	77	60	61	67	55

			年度	平成 31
	こども園数	Ź		1
	定員	数数		135
	入所児	宣数		135
	産休明	け~6	か月	
	0	歳	児	10
内	1	歳	児	15
	2	歳	児	14
訳	3	歳	児	31
μ/	4	歳	児	34
	5	歳	児	31
	保育	士数		13
	待機児	是童数		0
啓ぶ	い児保育	実施	適箇所数	1
トトトリュ	マ 元末目	利用	見是重数	6

各年齢の認定区分内訳						
認定区分		平成 31				
	3 歳児	5				
1号認定	4 歳児	7				
	5 歳児	8				
	3 歳児	26				
2 号認定	4 歳児	27				
	5 歳児	23				
3 号認定	0 歳児	10				
3 夕於足	1・2 歳児	29				

資料:町健康こども課

【認定こども園における子育て支援サービスの実施状況】

		実施保育サービス						
保育施設名	開所時間	乳児	病後児	一時	延長	障がい	園	
		保育	保育	預かり	保育	児保育	開放	
認定こども園ま しゅう	月~土 7:30~18:30	0	_	0	0	0	0	

③教育・保育事業の利用について (ニーズ調査結果より)

[平日の定期的な教育・保育事業の利用について]

就学前児童における教育・保育事業の現状の利用状況については「認定こども園 (80.5%)」が8割を占めていますが、おひさま保育園と幼稚園が統合し認定こども園 となった為前回調査と比べると、「認可保育所」が4割減少しています。

利用希望については、「認定こども園(73.0%)」が最も多く、「認可保育所(29.9%)」 「こども園の一時預かり保育(23.4%)」と続き、前回調査と比べると、幼稚園が認定 こども園となった為「認定こども園」が増加しています。

一方、現在教育・保育事業を利用していない児童では、利用していない理由として 「子どもがまだ小さいため(71.4%)」が最も多く、「教育や発達のために父か母が未 就労(38.1%)」と続き、前回調査と比べ、「利用する必要がない」がなくなり、「教 育や発達のために父か母が未就労」が主要理由に加わっています。

【平日の教育・保育事業の利用について(就学前児童)】

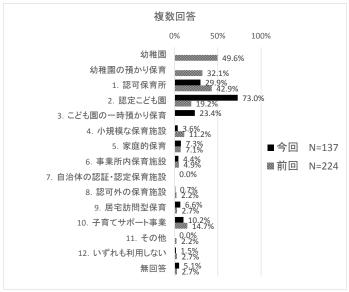
〈利用状況〉

複数回答 0% 50% 100% 1. 認定こども園(幼稚園) 38.9% 2. 認定こども園(幼稚園)の預かり保育 8.8% 19.5% 3. 認可保育所 10.6% 50.3% 4. 家庭的保育 0.0% ■今回 N=113 5. 自治体の認証・認定保育施設 29% ■前回 N=149 6. 居宅訪問型保育 8.8% 7. 子育てサポート事業 19.3% 8. その他 | 8.9% 無回答 1:8%

※グラフの(幼稚園)は、前回の選択肢。

複数回答

〈利用希望〉

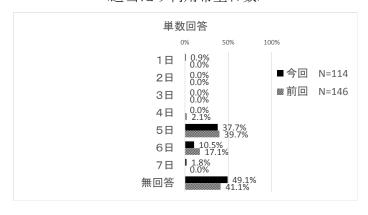


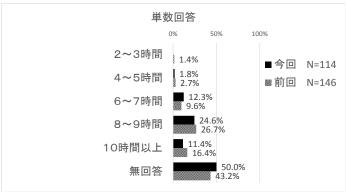
こうした教育・保育事業の希望利用日数・時間をみると、週当たり日数としては無回答が多いものの、「5日(37.7%)」が主要となり、前回調査と同様の傾向にあり、時間としては無回答が多いものの、「 $8\sim9$ 時間(24.6%)」が主要となり、前回調査と同様の傾向にあります。

【平日の教育・保育事業の利用希望日数・時間について(就学前児童)】

〈週当たり利用希望日数〉

〈利用希望時間〉





〔土曜・日曜・祝日・長期休暇中の教育・保育事業の利用について〕

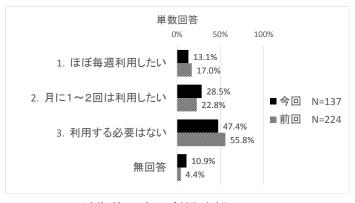
就学前児童における土曜日の利用希望については、「利用する必要はない (47.4%)」が最も多く、「月に $1\sim2$ 回は利用したい (28.5%)」「ほぼ毎週利用したい (13.1%)」と続き、前回調査と同様の傾向にあります。また、日曜日・祝日の利用希望については、「利用する必要はない (62.0%)」が 6 割を占め、「月に $1\sim2$ 回は利用したい (18.2%)」と続き、前回調査と同様の傾向にあります。

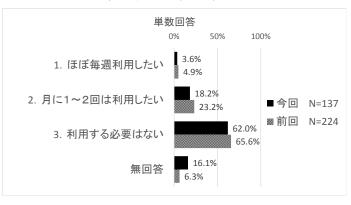
長期休暇中については、「利用する必要はない(28.5%)」「ほぼ毎週利用したい(28.5%)」が最も多く、「月に $1\sim2$ 回は利用したい(18.2%)」と続き、前回調査と比べると、「月に $1\sim2$ 回は利用したい」が減少しています。

【土曜・日曜・祝日・長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について(就学前児童)】

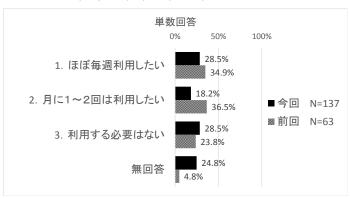
〈十曜日の利用希望〉

〈日曜・祝日の利用希望〉





〈長期休暇中の利用希望〉



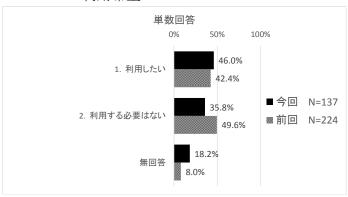
[不定期の教育・保育事業の利用について]

不定期の利用状況については、「利用していない(67.9%)」が最も多く、「こども園(幼稚園)の預かり保育(13.9%)」と続き、前回調査と同様の傾向にあります。これら不定期の教育・保育事業の利用希望については、「利用したい(46.0%)」「利用する必要はない(35.8%)」の順であり、前回調査と比べると逆転の兆候が見られ、「大規模施設(こども園・保育所等)での保育事業(82.5%)」が8割を占め、前回調査と同様のほぼ傾向にありますが、この事業形態への集約化の兆候が見られます。

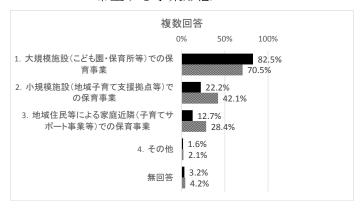
【不定期の教育・保育事業の利用について(就学前児童)】

〈利用状況〉

〈利用希望〉



〈希望する事業形態〉



(2) 児童・生徒の状況

①学校数、児童・生徒数

本町には、現在、小学校が 5 校、中学校が 2 校、高校が 1 校あります。児童・生徒数は小学校、中学校、高校ともに減少傾向にあります。

【学校数、児童・生徒数等の推移】

(単位:人)

			年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
	学	校	数	6	5	5	5	5	5
小	普通	1 学 ;	級 数	28	24	21	21	19	20
小学校	特別	支援的	学級数	6	8	9	9	10	12
校	児	童	数	361	365	326	319	302	295
	教	員	数	57	55	51	50	49	52
	学	校	数	2	2	2	2	2	2
中	普通	1 学 ;	級 数	8	9	9	7	7	7
中学校	特別	支援的	学級数	2	4	3	3	3	3
校	生	徒	数	178	176	180	168	159	145
	教	員	数	26	30	30	26	26	27
	学	校	数	1	1	1	1	1	1
高	学	級	数	6	6	5	5	4	4
校	生	徒	数	157	148	141	124	105	94
	教	員	数	24	24	23	23	20	20

※教員数:本務者

②放課後児童クラブの状況

本町における放課後児童クラブは、児童館が平成27年3月に廃止したのに伴い、3か所のこども館と川湯の青少年会館の4か所で実施していましたが、令和元年より弟子屈小学校と川湯小学校の空き教室を利用し、弟子屈地区と川湯地区の2か所で実施しています。

放課後児童クラブの令和元年度の在籍者数は 2 か所合わせて 157 人となっており、 全校児童数の 53.4%が在籍しています。

平日は下校時から 18 時まで、土曜日は 8 時から 18 時まで、学校休業及び夏・冬・ 春休みは 8 時から 18 時まで開館しています。

【放課後児童クラブの実施場所・時間(平成31年4月1日現在)】

	クラフ	ブ名		にこにこクラブ	わんぱくクラブ	
	施 設	名		弟子屈小学校	川湯小学校	
開	平		田	下校時~18時00分	下校時~18時00分	
設時	土	曜	日			
間	•		間	8時00分~18時00分	8時00分~18時00分	

【放課後児童クラブの登録者数(各年4月1日現在)】

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
対象児童数	361	365	326	319	302	295
児童クラブ数	4	4	4	4	4	2
登録者数	162	163	151	146	161	159
在籍割合	44.8%	44.6%	46.3%	45.7%	53.3%	53.9%

※対象児童数とは、全校児童数。

資料:町健康こども課

【みはらし台児童館の活動状況】

年度	平成 26
児童厚生員数	4
登録者数	41

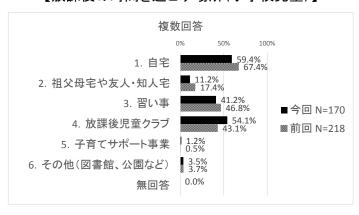
資料:町健康こども課

③放課後児童クラブの利用について (ニーズ調査結果より)

〔小学校児童の放課後児童クラブの利用〕

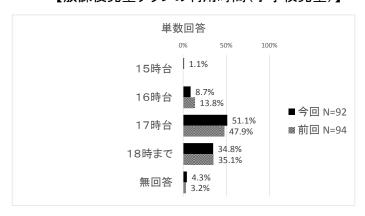
小学生が放課後の時間を過ごしている場所については、「自宅(59.4%)」が最も多く、「放課後児童クラブ(54.1%)」「習い事(41.2%)」と続き、前回調査とほぼ同様の傾向にあります。

【放課後の時間を過ごす場所(小学校児童)】

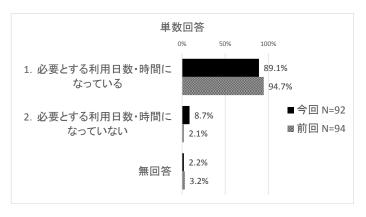


放課後児童クラブの利用時間については、「17時台(51.1%)」が最も多く、「18時まで(34.8%)」と続き、前回調査と同様の傾向にあります。また、放課後児童クラブを利用している児童のうち8.7%が「必要とする利用日数・時間になっていない」と回答しています。

【放課後児童クラブの利用時間(小学校児童)】

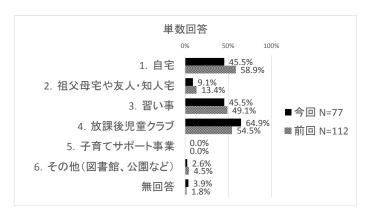


【放課後児童クラブの日数・時間評価(小学校児童)】



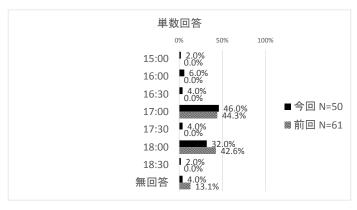
また、低学年児童が高学年になった時の希望(放課後を過ごさせたい場所)としては、「放課後児童クラブ(64.9%)」「自宅(45.5%)」が最も多く、「習い事(45.5%)」と続き、前回調査とほぼ同様の傾向にあります。

【子どもが小学校高学年になったとき、放課後過ごさせたい場所(小学校児童)】



低学年児童が高学年になった時の希望する放課後児童クラブの利用時間については、「17:00(46.0%)」が最も多く、「18:00(32.0%)」と続き、前回調査とほぼ同様の傾向にあります。

【高学年になった時の希望する放課後児童クラブの利用時間(就学前児童)】

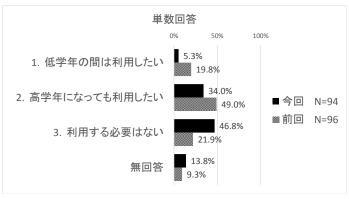


放課後児童クラブを現在利用している、あるいは利用を希望している方に、土曜日・日曜日・長期休暇中の利用希望を質問したところ、土曜日は、「利用する必要はない(46.8%)」が最も多く、「高学年になっても利用したい(34.0%)」と続き、前回調査と比べると、「利用する必要はない」が増加し、土曜日の利用離れの傾向が見られ、日曜日・祝日は、「利用する必要はない(60.6%)」が6割を占め、「高学年になっても利用したい(17.0%)」と続き、前回調査とほぼ同様の傾向に、長期休暇中は、「高学年になっても利用したい(72.3%)」が7割を占め、前回調査と同様の傾向にあります。

【放課後児童クラブの土曜日・日曜日・長期休暇中の利用希望(小学生児童)】

〈十曜日の利用希望〉

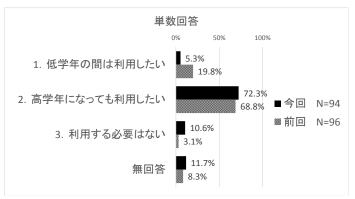
〈日曜・祝日の利用希望〉



単数回答
0% 50% 100%

1. 低学年の間は利用したい
3.2%
12.5%
17.0%
19.8%
19.8%
60.6%
51.0%
19.1%
16.7%

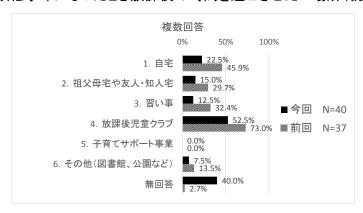
〈長期休暇中の利用希望〉



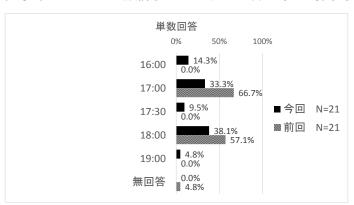
〔就学前児童の意向〕

子どもが小学校低学年になったとき、放課後過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ(52.5%)」が最も多く、「自宅(22.5%)」と続き、前回調査と同様の傾向にあります。「放課後児童クラブ」の利用希望時間は、「18:00(38.1%)」が最も多く、「17:00(33.3%)」と続き、前回調査と比べると、長時間化の兆候が見られます。

【小学校低学年になったとき放課後の時間を過ごさせたい場所(就学前児童)】

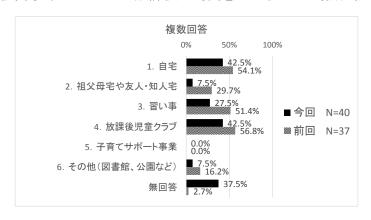


【小学校低学年になったとき放課後児童クラブの利用希望時間(就学前児童)】

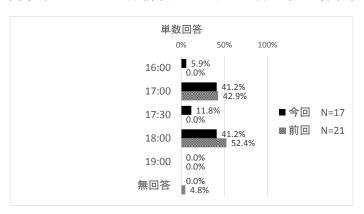


子どもが小学校高学年になったとき、放課後過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ (42.5%)」「自宅 (42.5%)」が最も多く、「習い事 (27.5%)」と続き、前回調査とほぼ同様の傾向にあるが、「習い事」が減少しています。「放課後児童クラブ」の利用希望時間は、「18:00 (41.2%)」「17:00 (41.2%)」であり、前回調査とほぼ同様の傾向にあります。

【小学校高学年になったとき放課後の時間を過ごさせたい場所(就学前児童)】



【小学校高学年になったとき放課後児童クラブの利用希望時間(就学前児童)】

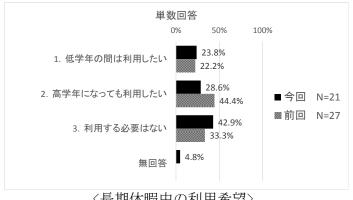


また、放課後児童クラブの利用を希望する児童(低学年、高学年の利用を問わず) に対して、土曜日・日曜日・長期休暇中の利用希望を質問したところ、土曜日は、「利 用する必要はない(42.9%)」が最も多く、「高学年になっても利用したい(28.6%)」 と続き、前回調査と比べると、「高学年になっても利用したい」が1割程度減少し、そ の分「利用する必要はない」が増加しており、高学年の利用離れの兆候が見られます。 日曜日・祝日は、「利用する必要はない(76.2%)」が最も多く、「低学年の間は利用 したい(14.3%)」と続き、前回調査と比べると、「高学年になっても利用したい」が 減少し、その分「利用する必要はない」が増加しており、高学年の利用離れの傾向が 見られます。長期休暇中は、「高学年になっても利用したい(61.9%)」が最も多く、 「低学年の間は利用したい(28.6%)」と続き、前回調査と同様の傾向にあります。

【放課後児童クラブの土曜日・日曜日・長期休暇中の利用希望(就学前児童)】

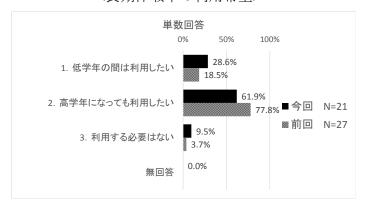
〈十曜日の利用希望〉

〈日曜・祝日の利用希望〉



単数回答 0% 100% 14.3% 1. 低学年の間は利用したい 14.8% 2. 高学年になっても利用したい ■今回 N=21 29.6% ∭前回 N=27 76.2% 3. 利用する必要はない 55.6% 無回答 9.5%

〈長期休暇中の利用希望〉



(3) 保健事業の実施状況

本町では、乳幼児健診のほか、歯科検診、妊産婦訪問、乳幼児世帯訪問、各種の健康 相談などを実施しています。主な保健事業の実績は下表のとおりです。

【定期健康診査の受診状況】

	年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
	対象者数	133	105	95	89	114
乳児健診	受診者数	128	101	93	87	110
	受診率(%)	96.2	96.2	97.9	97.8	96.5
1 歩 6 2 月 日	対象者数	52	40	36	30	31
1 歳 6 ヶ月児 健診	受診者数	52	40	35	30	29
连的	受診率(%)	100.0	100.0	97.2	100.0	93.5
	対象者数	57	51	51	44	40
3 歳児健診	受診者数	57	51	51	42	40
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	95.5	100.0
4 先 4 、 日日	対象者数		47	49	52	42
4歳6ヶ月児	受診者数		46	43	47	41
健診	受診率(%)		97.9	87.8	82.5	97.6
歯科検診	受診者数	52	40	35	30	29
1歳6ヶ月児	受診率(%)	100.0	97.6	97.2	100.0	93.5
歯科検診	受診者数	57	50	51	42	40
3 歳児	受診率(%)	100.0	98.0	100.0	95.5	100.0

【手帳交付・訪問指導の実施状況】

	年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
母子健康手帳交付	交付件数	42	30	38	55	39
妊産婦訪問	訪問件数	55	46	42	42	62
乳幼児世帯訪問	訪問件数	34	30	20	33	36

【相談・指導等の実施状況】

	年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
妊産婦健康相談	開催回数	41	45	46	44	43
姓连师使尿怕嵌	延人数	31	18	39	26	33
マタニティ教室	開催回数	2クール	1クール	3クール	2クール	3クール
マグーノイ教主	延参加人数	11	6	19	13	17
乳幼児健康相談	開催回数	41	45	46	44	43
子L约1761)建脉作的	延人数	59	38	34	37	41
乳幼児栄養相談	開催回数	24	24	24	24	24
孔列冗木食相談	延人数	176	128	158	133	160
育児不安早期把 握事業	延人数	42	31	25	33	43
園児や親に対す	開催回数	8	14	20	20	45
る食育指導	延参加人数	72	228	197	272	755

資料:町健康こども課

(4) その他の子育て支援事業

①子育て支援センター(ひなたぼっこ)事業

[活動状況]

本センターは、弟子屈町こども支援センター内に設置され、子育て相談、親子の交流の場、母親講座などを実施しています。また、月に2回川湯地区での移動開放も行っています。

それぞれの概要と令和元年度の利用実績は下表のとおりです。

【子育て支援センターの事業内容】

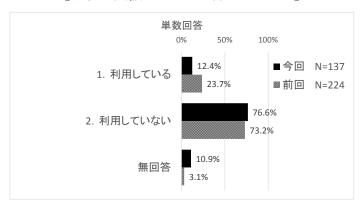
	概 要	実 績
子育て相談	電話相談、来所相談、訪問相談 平日 9:00~17:00	23 件
ひなたぼっこ開放	対象 月曜日 0~1 歳児 火曜日 2~3 歳児 木・金曜日 0~3 歳児 時間 9:30~11:30、14:00~16:30	665 組
親子遊び	わらべ歌遊びや手作りのおもちゃ製作、 季節の行事体験 (芋掘りなど) などを実 施 (年に数回)	76 組
母親講座	調理実習や乳幼児の救急救命法など、子育てのヒントになる内容の講座を開催 (月に1回)	39 組

資料:町健康こども課

[子育て支援センターの利用について (ニーズ調査結果より)]

子育て支援センターの利用状況は就学前児童では「利用していない(76.6%)」が8 割弱を占め、前回調査とほぼ同様の傾向にあります。

【子育て支援センターの利用について】



その週当たり利用回数については、「1回(35.3%)」が最も多く、「2回(23.5%)」 と続き、前回調査と比べると、「3回」「4回」がなく、短期化の傾向が見られます。

単数回答
0% 50% 100%

1回 31.4%
2回 20.5%
3回 5.9%
28.6%
4回 5.9%
5回 8.8%

6回

7回

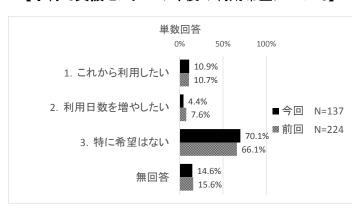
無回答

【子育て支援センターの週当たり利用回数について】

今後の利用意向としては、「特に希望はない(70.1%)」が7割を占め、前回調査と同様の傾向にあります。

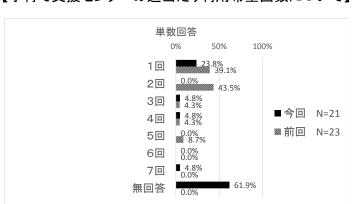
0.0%

0.0% 0.0% 0.0% 29.4%



【子育て支援センターの今後の利用希望について】

「これから利用したい」「利用日数を増やしたい」とした場合の利用回数については、無回答が多いものの、「1回(23.8%)」が占めており、前回調査と比べると、日数の減少傾向が見られます。



【子育て支援センターの週当たり利用希望回数について】

②子育てサポート事業

弟子屈町社会福祉協議会が主体となり、会員組織のもとで、産後の家事・育児支援を必要とする産婦、通院等により一時的に保育ができない保護者、リフレッシュを必要とする保護者に対して支援サービスを提供していますが、令和2年度より町が実施主体となり、社会福祉協議会への委託事業としてファミリー・サポート・センター事業を行います。

【子育てサポート事業の登録・利用状況】

	年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
登録数	利用者	40	31	12	10	18
豆虾剱	協力者	14	16	10	10	8
延べ利	利用件数	60	67	10	33	62

資料:町健康こども課

③教育・スポーツ関連

本町では、図書館活動として移動図書館・読み聞かせ・感想文コンクール、青少年 健全育成事業として摩周おこと教室・てしかが子どもクラブ、スポーツ活動として初 心者スケート教室・水泳教室・スポーツ少年団活動への支援などを実施してきました。

【教育・スポーツ関連の事業概要】

		概 要	対象
♦	◆図書館活動		
	移動図書館	町内延べ 15 ステーションで移 動図書館を開設	一般住民
	図書館行事	・絵本の読み聞かせ・読書感想文コンクール	幼児~高校生
♦	青少年健全育成事業		
	摩周おこと教室	お琴の演奏を通じて、伝統文化 を学びつつ、礼儀作法を学ぶ	小学生・中学生・ 高校生・一般
	てしかが子どもクラブ	様々な体験活動を通じて、たく ましい子どもを育成する	小学生
♦	◆スポーツ活動		
	初心者スケート教室	町営のスピードスケート場に て、スケートの基本を学ぶ	年長~小学生
	水泳教室	基本的な動作の習得、泳力の向 上を図る	4歳~小学生
	スポーツ少年団活動への 支援	スポーツ団体の登録や交流活動 等を支援	スポーツ少年団

第3章 計画の前提と基本方向

3.1 計画の前提

(1) 推計人口

本計画の前提となる0歳~11歳児童の推計人口は、計画の最終年次となる令和6年で 447人と設定しました。その内訳は、就学前児童の0~5歳児が203人、小学校児童の6~11歳児が244人となっています。

推計人口については、過去の出生数、年齢別増減率のトレンドにより算出しました。

(人) 1,600 1,400 1,200 854 1,000 590 800 509 457 600 388 340 400 298 282 297 251 244 624 535 482 200 404 345 285 214 224 229 220 211 203 平成2年 平成7年 平成12年平成17年平成22年平成27年令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 ■0~5歳(実績) ■0~5歳(推計) ■6~11歳(実績) □6~11歳(推計)

【児童数の推移と将来予測】

資料:実績人口(国勢調査、平成2~27年)(住民基本台帳、令和元年9月末現在)

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、下記の理由により、町全域を 1 つの区域として設定しました。

- ・就学前・小学校ともに今後の児童数は減少傾向をたどり 200~300 人程度で推移する。
- ・現在のサービス提供施設は公立保育所 1 か所、認定こども園 1 か所であり、居住地域を超えて利用されているが、公立保育所は川湯地区にある為川湯在住者の利用が主である。
- ・認定こども園の利用者数は定員を上回っているが、保育所は定員を下回っており、新規参入の可能性は低い。

3.2 基本方向

(1) 基本理念

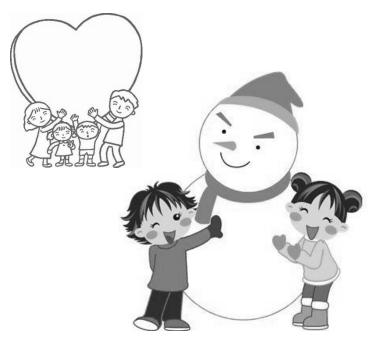
『弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』の理念を受け継ぐこととします。

大自然の厳しさと恵みを存分に享受できる本町で、親と子、地域住民、事業者及び 行政が一緒になって、子どもの輝きを、何にも替えがたい大切なものとして、育んで いくまちづくりを目指し、

「子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが」

を本計画の基本理念とします。





(2) 基本目標

基本理念である「子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが」を目指し、 次に掲げる3つの基本目標のもとで、子育てと子育ちを地域全体で支えることにより、 子どもがのびのびと育つまちづくり、ゆとりをもって楽しんで子育てができるまちづ くりの実現に取り組んでいきます。

1 子どもがのびのびと育つまちづくり

子どもを生み育てたいと思う人の安全な妊娠・出産、子育ての悩みや不安の解消、 負担感の軽減をめざします。

子どもの社会性は、家庭、学校、地域社会で育まれます。

次世代を担う子どもたちが、発達段階に応じたさまざまな体験活動や交流を通して 人間関係を築き、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間 性を育むよう、地域全体で支援していきます。

2 ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり

子どもの成長を喜び、子育てが楽しいと感じられ、子育てに取り組みたいと思える 環境づくりを促進する必要があります。

また、職場においては、働く人が仕事と子育てを両立できる環境の整備や男性が子育てに取り組めるような意識改革なども必要です。

仕事をしながらでも安心して子どもを預ける事の出来る環境や必要に応じ子どもを 預ける事の出来る体制、子どもたちが健康でのびのびと成長し自立できるよう、子ど もの視点に立ち環境の整備等を進めていきます。

3 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり

地域社会などにおける子どもの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境は変化してきていますが、子育ての悩みや困り、不安を感じている人が孤立しないよう、相談体制の充実と関係機関との連携を密にし、子どもを守るためのネットワークの強化に取り組みます。

乳幼児健診や相談などで養育を必要とする家庭を早期に把握し支援につなげていくだけでなく、町民一人ひとりが障がいへの理解を深め、支援を必要とする子どもと家庭を温かく見守っていくことが必要となります。

児童虐待防止のため、相談体制の充実や早期発見・早期対応・再発防止に取り組む 為相談窓口の周知や関係機関との連携を強化していきます。

(3) 施策の体系

設定した3つの基本目標それぞれにおいて推進する主要施策(施策体系)は下記のとおりです。

基本理念 子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが			
基ス	基本目標		
	方向性	主要施策	
1	子どもがのびのびと育つま	ちづくり	
	(1) 親や子どもの健康の	①安全な妊娠・出産への支援	
	確保・増進	②子どもの健やかな成長と発達への支援	
	のフジャの焼めみれた	①次代を担う思春期の心と体の健康づくり	
	(2) 子どもの健やかな成 長を育む環境の整備	②生きる力を育む家庭や地域の教育力の向上、教育環 境の整備	
2			
	(1) 子育て家庭への支援	①すべての家庭への子育て支援、保育サービスの充実	
	(1) 丁百飞亦庭、沙文版	②経済的負担の軽減	
	(2) 仕事と子育ての両立	①仕事と子育ての両立のためのワークライフバランス	
	支援	の推進	
3	3 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり		
	(1) おおな人ファルルナファ	①地域における子育て支援体制のための拠点の整備	
	(1) 地域社会における子 育て支援体制の整備	②情報提供、相談の充実	
	13 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	③地域での子育て支援のネットワークづくり	
	(2) 古控む以西し十てて	①障がいがある子どもがいる家庭への支援	
	(2) 支援を必要とする子 どもと家庭への支援	②ひとり親家庭等の自立支援の推進	
		③児童虐待防止策の充実	
	(3) 安全・安心の子育て	①安心して外出できる環境の整備	
	社会づくりの推進	②子どもを事故や災害から守る活動、地域の連携	

■ 第4章 ■ 子ども・子育て支援の施策

4.1 具体施策の展開

◆基本目標 1◆ 子どもがのびのびと育つまちづくり

- (1) 親や子どもの健康の確保・増進
- ① 安全な妊娠・出産への支援

【取組の方向】

- ・安全な出産のための知識の普及をしていきます。
- ・妊婦が気軽に相談できる体制を整備し、出産に対する不安の軽減に努めていきます。
- ・妊産婦健診や通院交通費助成などを行い、経済的負担を軽減して安心して妊娠・出産を迎えられる環境を整備していきます。
- ・ハイリスク妊婦に対しては、個別的な相談等に応じていきます。

具体的施策·事業名	内 容
妊産婦への相談、支 援体制の強化	妊娠届出時に、健康状態、妊娠・出産に対する不安や悩みなどの把握、受動喫煙や飲酒の影響等についての啓蒙を行い母子健康手帳を交付します。また、家庭訪問等により継続的な支援を行います。 若年妊婦やハイリスク妊婦については、妊娠期から子育て期に至るまで、虐待予防を視野に入れた支援を行います。
妊娠・出産・育児に 関する知識の普及啓 発	妊産婦や家族、子育て期の親等が、安心して妊娠・出産・育児に向 き合えるように、教室の開催等を行います。
産前産後の支援の充実	妊産婦が精神的にも身体的にも健康な状態で出産を迎えることができるよう、助産施設での相談の場の提供、産科通院時の交通費や出産費用の助成、妊婦健康診査や超音波検査による経済的負担軽減、緊急時の病院への搬送などの支援を関係機関と連携をとり行います。
産科医療機関との連 携	産科医療機関と連携を図りながら、産後うつの早期発見と対応に努めます。また、産後の心身の安定を図り、安心して子育てに向き合えるように、支援を行います。
不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦への支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成を行います。

② 子どもの健やかな成長と発達への支援

【取組の方向】

- ・保護者が子どもの発達についての知識が得られるよう、支援していきます。
- ・健診等で乳幼児の成長・発達を確認し、病気や発達の遅れなどの早期発見、適切な 対応に努めます。
- ・保護者による子どもへの虐待が防止されるよう、育児不安の早期把握に努めます。
- ・子どもの歯科の現状を周知するとともに、う歯予防対策に努め、歯の健康づくりを 進めていきます。
- ・保護者の不安解消、子どもの健康を守るため、町内医療機関と連携していきます。

具体的施策・事業名	内 容
乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、育児への不安や悩みを聞き相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭については、適切な対応を行うため関係機関につなげます。また、受診の目安となる子の状況についての情報提供を行い、保護者の不安の軽減に努めます。
検査費用の助成	早期の発見治療ができるよう、新生児聴覚検査の助成を行います。
乳幼児の健康診査	乳幼児の疾病の早期発見・早期治療のために健康診査や発達相 談の実施、医療・療育等の専門機関と連携した子どもの成長発 達支援を行います。
保健指導の実施	乳幼児が基本的生活習慣を確立し、心身ともに健やかに成長で きるように、保健、食育指導を行います。
乳幼児健診等未受診 児、未就園児、不就 学児等への安全確認	乳幼児健診や就学時健診の未受診児、未就園児、不就学児に対する安否確認や継続した支援等、関係機関が相互に連携して、子どもの安全を守る体制づくりに取り組みます。
予防接種	子どもを病気から守り、伝染する恐れのある疾病の発生及び蔓 延を防止するため、法に基づいて予防接種を行います。
歯科保健	幼児健診での歯科検診をはじめ、むし歯予防のための食生活や 歯みがき習慣、方法等を身につけることができるよう、個別・ 集団に対して指導を行います。また、フッ素塗布やフッ素洗口 の実施によりむし歯予防に取り組めるよう支援します。
小児救急医療支援	摩周厚生病院の一時救急医療の 24 時間対応などの充実に努め、保護者の不安解消を支援していきます。

(2) 子どもの健やかな成長を育む環境の整備

① 次代を担う 思春期の心と体の健康づくり

【取組の方向】

- ・性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。
- ・未成年の喫煙や飲酒、薬物等の影響についての啓蒙と防止に努めます。
- ・思春期の心の問題に対処するために、専門家の確保や相談体制の充実に努めます。
- ・男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・ 広報・啓発を充実していきます。
- ・子どもの活動を支援する環境の整備を進めます。

具体的施策・事業名	内 容
保健教育の推進	妊娠・出産について正しい知識や性に対する正しい知識を身に つけさせるための啓蒙を行います。 成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスの とれた成長を促すとともに、発達に応じた保健教育を推進しま す。
自分を守る知識の普及	飲酒・喫煙・薬物等が及ぼす健康への影響について、児童生徒が正しい知識を得るための学習機会の充実を図るとともに、インターネットの有害情報利用防止のため、利用方法などについての正しい知識の普及を図ります。
問題行動に対する連携強化	少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題について、児童生 徒の相談に応じるため、関係機関と連携し子どもの心の問題に 寄り添い、組織で対応していきます。
意識の啓発	家庭や学校教育のなかで、男女が協力して家庭を築くこと及び 子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を充 実していきます。

② 生きる力を育む家庭や地域の教育力の向上、教育環境の整備 【取組の方向】

- ・認定こども園・保育所・小中学校と連携し、教育の充実に努めます。
- ・地域に信頼される学校づくりに努め、地域住民や関係機関の協力の下、生きる力の 育成の基本となる確かな学力の向上や地域の教育力の向上をめざします。
- ・体育の授業や地域のスポーツ活動を通し、子どもの健やかな体の育成に努めます。
- ・子どもたちが自分を自由に表現する場や意見を述べる機会の創出に努めます。
- ・食に関する情報提供、食事づくりの体験活動など食育を進めていきます。
- ・家庭教育への情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ・子どもの基本的生活習慣を地域全体で育成していきます。
- ・子どもの多様な体験機会の創出に努めます。

具体的施策・事業名	内 容
幼児教育の充実	幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、認定こども 園の教育活動及び教育環境の充実、保育施設における子育て 支援の充実、認定こども園や保育所と小・中学校との連携を 推進します。
確かな学力の育成	複数教員による少人数指導など、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の推進を図り、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力の育成に向けた取組を進めます。
広報等を活用した 情報の提供	人や社会、自然とかかわる直接的な体験を通して、青少年の 望ましい人格形成を図るため、子どものさまざまな体験活動 の機会や家庭教育支援に関する情報を、広報等により提供し ていきます。
「新・放課後子ども 総合プラン」の推進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・ 活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児 童クラブ及び放課後子ども教室の整備を行います。
教育相談体制の充実	子育て中の親が(家庭)教育に関して気軽に面接相談や電話 相談ができるよう、体制の充実を図り、実施していきます。
スポーツ環境の充実	子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣を持ち、スポーツに対する意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等環境の充実を図ります。
困難を抱える子ども の支援	不登校等の児童生徒及び保護者への支援のあり方を関係機関 と連携し、検討していきます。

具体的施策·事業名	内 容
放課後子ども教室	教育委員会と福祉部携局等との連により実態把握するととも に、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協 議を行います
幼児や親に対する	食べることの大切さや楽しさを知ってもらうための講話や実
食育	習を開催します。
小・中学生に対する	児童生徒が望ましい食習慣を身につけられるよう、食に関す
食育指導	る指導を行います。

◆基本目標 2◆ ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり

(1) 子育て家庭への支援

(1) すべての家庭への子育て支援、保育サービスの充実

【取組の方向】

- ・すべての子育て家庭が必要な情報を得られる体制づくりを進めます。
- ・悩みや不安を気軽に相談できる環境や専門家への相談窓口など、多種多様な相談に 対応できる相談体制を整備していきます。
- ・親子で遊べる安全な場所や、親子が集える場所を確保していきます。
- ・両親が子育てにかかわることの大切さを啓発していきます。
- ・母親が精神的余裕をもてるようにリフレッシュの場の確保に努めます。
- ・地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスの提供に努めます。
- ・とくに配慮を要する子どもの保育の充実に努めます。
- ・地域に開かれた保育所として、地域の他世代との交流の機会を設けるとともに、情報の発信、子育ての悩み相談、親の育成などの機能も充実していきます。
- ・行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化に努めるとともに、 地域住民との協働・子育てへの関心を高め、つながる活動を広げます。
- ・保育士等の資質・専門性の向上するよう研修等を充実させます。

具体的施策・事業名	内 容
子育て支援センター 事業(地域子育て支 援拠点事業)	地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化を図ります。また、専任の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や交流の場づくりを推進します。
子育てマップの内容 の充実	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て 支援マップの更新の際に、内容の充実に努めます。
子育て支援センターとの連携	子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行うため、関係機関との連携を強化し、身近な相談場所である地域子育て支援センターと連携を図りながら、相談支援を行います。
民生委員・児童委員 活動の充実	民生委員・児童委員活動等を通じて、地域を見守り、子育て家庭 が抱える悩みや不安の解消を図ります。
子育て関係機関との 連携	行政機関(子育て担当課、発達支援センター、保育所)、認定こ ども園、学校など子育ちにかかわる関係機関が連携をとりあい、 子育て家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

具体的施策·事業名	内 容
ファミリー・サ ポート・センター 事業 (子育て援助活 動支援事業)	不定期な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センター 事業については、社会福祉協議会への委託事業として行い、登 録制により、会員相互の信頼関係の強化や援助会員の資質向上 など、保護者が安心して利用できる体制の充実を図ります。
休日保育	親の就労を把握し、需要に対応できるよう努めます。(土曜:継続、日曜・祝日:検討)
一時的保育	緊急時の保育に対し、ファミリー・サポート・センター事業や 保育施設の機能を充実させ、就労形態の多様化に対応できるよ う努めます。
延長保育事業	多様化する就業形態に対応するため、保育所、認定こども園で 保育時間を超える時間帯の保育を実施します。
障がい児保育	保育を必要とし、心身に障がいを持つ幼児に対し、健常児との 集団生活を通じ、適切な指導保育を行います。
病児保育事業	病気または病気の回復期で、家庭での保育が困難な子どもを医療機関の空き室等を利用し、一時的に預かれるよう医療機関と 検討していきます。
保育施設運営体制	今後の望ましい保育施設の運営体制について調査研究を進めていきます。
保育士の資質・専門性の向上	保育士等職員の研修内容を充実化し、地域全体の保育の質の向上に努め、保育従事者の労働環境の向上にむけた取り組みを行います。 また、障がい児保育や児童虐待に関する研修の充実を図ります。 さらに、保育施設へ専門支援の促進を図り、特別の支援を必要とする子どもの保育を充実させます。

② 経済的負担の軽減

【取組の方向】

- ・国の動向に応じて、子育てに関する経済的支援を行います。
- •0歳から高校生までの医療費に係る負担をフレカ(商品券)に還元を行い実質無料に します。
- ・経済的負担軽減のため、認定こども園・保育所に通園する3歳以上の園児の保育料の無償化、0歳から2歳児の保育料と給食費の半額助成を行います。
- ・乳児を養育している家庭に対し、経済的支援を行います。
- ・小・中学校に通学するお子さんの家庭に対し、経済的支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の経済的支援を充実していきます。

具体的施策・事業名	内 容
乳幼児等医療費助成	未就学児童の疾病による入院・通院及び小学生の入院にかかっ た医療費を助成します。 (所得制限あり)
経済的な支援	保護者の子育てに係る経済的負担を軽減するため、児童手当・ ひとり親家庭への児童扶養手当制度(所得制限あり)の着実な 実施、母子父子寡婦福祉資金貸付金等による支援を行います。
乳児養育支援事業	本町に居住し、乳児(1歳未満)を養育している家庭に紙おむつ、粉ミルク等の助成券を配布します。
養育手当	養育に対する経済的支援を行います。
就学援助費	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費及び学用品費等の助成を行います。(所得制限あり)
学校教育費父母負担 の助成	小・中学校に通学する児童生徒の保護者に対し、学校に支払う 教材費等の一部を助成します。
子育て応援医療費還 元事業	0歳~高校生までの疾病による入院・通院にかかった医療費の被保険者負担分を商品券で還元します。
保育料助成事業	保護者が年度内に納入した保育料及び給食費の一部を助成し、 経済的負担の軽減を図ります
ひとり親家庭等医療 費助成	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の疾病による入院・通院にかかった医療費を助成します。
養育費の確保	ひとり親家庭等が養育費を確保できるよう支援していきます。 また、法律専門家等による相談の実施についても周知、支援し ていきます。

(2) 仕事と子育ての両立支援

① 仕事と子育ての両立のためのワークライフバランスの推進

【取組の方向】

- ・職場優先の意識や性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発、情報提供等を行います。
- ・仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実に 努めます。
- ・関係法制度等の広報・啓発、情報提供に努めます。
- ・在学中から職業に対する意識を啓発していきます。

具体的施策·事業名	内 容
ワーク・ライフ・バ ランスの意識の醸成	情報提供等により、仕事中心のライフスタイルの見直しに向け た啓発に努めます。
ワーク・ライフ・バ ランスの取組の推進	育児休業制度の普及、定着の促進を図ります。
放課後児童クラブの実施	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休暇を安全に過ごせるよう小学校の余裕教室等を活用した居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。また、特別な配慮が必要な児童についても適切な対応を行い、研修の充実による支援員の質の向上に努めます。
「新・放課後子ども 総合プラン」の推進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備を行います。
「道民家庭の日」の 普及促進	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくり をめざすよう、「道民家庭の日」の普及促進を図ります。

◆基本目標 3◆ 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり

(1) 地域社会における子育て支援体制の整備

① 地域における子育て支援体制のための拠点の整備

【取組の方向】

- ・地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センター「ひなたぼっこ」の充実・整備を進めていきます。
- ・子育て世代包括支援センターの充実・整備を進めていきます。

【主な施策】

具体的施策・事業名	内 容
子育て支援センター 事業の充実	子育てに関する相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育 てサークルの活動支援や子ども同士が遊び、親同士が情報交換 できる交流の場づくりを推進します。悩みや不安についての相 談も対応していきます。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育で期にわたる様々な悩みや相談等に対し、専門職が利用者に寄り添いながら、切れ目のない相談支援を関係機関との連携を図りながら行います。

② 情報提供、相談の充実

【取組の方向】

- ・子育てにかかる不安感を少しでも解消するため、子育てに関する講演会など学習の 機会を提供します。
- ・子育てに関する情報提供を充実します。
- ・保護者からの相談に対し利用者支援専門職員が対応し不安感を解消に努めます。
- ・子育て家庭に子育て支援についての適切な情報を提供していきます。

【主な施策】

具体的施策·事業名	内 容
利用者支援事業の充 実	教育・保育施設や子育て支援センター等で、保護者からの相談に 応じ支援を行います。また、子育てに関する情報の収集及び提供 を行います。
子育て支援にかかる 情報提供	保護者が必要な情報を必要な時に入手できるよう、ホームページ 等の内容の充実に努めるとともに、子育てマップ等紙媒体による 情報提供も引き続き行います。
相談体制の充実	子どもと家庭の問題についての相談窓口をさらに充実し、特別な 支援を必要とする子どもや、生活に困窮する子どもを含め、必要 なタイミングで情報を提供できる仕組みを構築し、すべての子ど もが心身ともに健やかに育つよう努めます。
子育て支援にかかる 講演会等	子育てにかかる情報提供について、医師等専門家による講演会等 を行い情報提供に努めます。

③ 地域での子育て支援のネットワークづくり

【取組の方向】

- ・さまざまな活動を通して、地域での子育て支援の重要性を周知していきます。
- ・地域全体で子育て家庭を支援し、虐待の予防に努めます。

具体的施策·事業名	内 容
地域ぐるみの意識の	広報やホームページを活用して、地域ぐるみの子育て・子育ち支援
醸成	の意識啓発活動を進めていきます。
子どもの居場所づく	待合室みちくさや、地域食堂 (きっちんみちくさ) の活動を支援し、
り	子どもの居場所づくりと子どもの地域との交流の場を提供します。

(2) 支援を必要とする子どもと家庭への支援

① 障がいがある子どもがいる家庭への支援

【取組の方向】

- ・子ども発達健診等を活用して、疾病や障がいの早期発見に努めます。
- ・精密検査が必要な場合、適切な医療機関や相談機関について情報の提供を行い、フォローを行います。
- ・心身の発達に心配のある子どもや親に対し関係機関が連携し、適切な助言・指導等 の支援や療育・教育内容の充実に努めます。
- ・医療給付や各種手当等により、経済的負担の軽減を図ります。
- ・困難を抱える子どもの支援に努めます。

具体的施策・事業名	内 容
子ども発 達健 診の 活用	管内市町村でつくる協議会が実施する子ども発達健診を活用し、療育の 必要な児の早期発見・早期療育につなげていきます。
児童巡回相談の活用	心身の発達に課題のある児に対して、専門家の相談指導を受ける機会を 提供し、適切な支援を行います。
こども発達支援セン ター事業	療育を必要とする家庭に対し、訓練及び家庭療育の支援・指導の他、健 診等で発達に心配のある親子からの相談等に対し助言や指導を行いま す。 また、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職員によ る療育指導(訓練)や療育指導のできる場を提供し支援していきます。
こども発達支援セン ター事業 (発達支援 推進事業)	児童の適切な相談支援や療育の充実を図るために、発達支援推進連絡協議会活動を充実させ、研修会・講演会等により障がいや適切な対応への 理解を深めるよう努めます。
障がいの早期発見と 早期療養の実現	健診や相談、就学時健診等により、病気や発達の遅れを早期発見するとともに、必要に応じて医療機関や療育機関へつなげます。また、認定こども園、保育所、学校、行政の各関機関が連携し、情報交換を行い適切な支援を行います。
教育支援部会	児童生徒の就学に関し、保護者や対象児の相談や面接・指導を行い、釧路管内教育支援委員会との連携の下に関係事業の推進を図ります。
+	小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、児童生徒一人一人 の状況を把握して、学習活動に対する適切な指導や支援を通してのサ ポートを行うため、特別支援教育支援員を配置します。
特別支援教育就学 奨励	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、給食費及び学用品費等の助成を行います。 (所得制限あり)
重度心身障害者医療 費助成	重度心身障害者の疾病による入院・通院にかかった医療費を助成します。 (所得制限あり)

具体的施策·事業名	内 容
各種医療給付	育成医療給付、小児慢性疾患医療給付、未熟児養育医療給付等の各種医療給付を行います。
障がいに関する知識 の普及	社会全体が障がい児を温かく見守る環境を形成するため、情報発信等により、障がいに関する知識の普及及び障がい児への理解を深める啓発に努めます。
障がい児等への支援・相談体制の充実	支援を必要とする障がい児等が、地域の身近な場所で必要なサービスを 利用できるよう、障がい福祉サービスの基盤整備を図ります。また、療 育機能及び相談体制の充実を図ります。
障がい児の受入れの 推進	認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がい児の受入れを推進します。
養育支援訪問事業	養育が困難な家庭に対し、育児に対しての技術指導や精神面の支援を行い、安定した養育が可能になるよう支援し、児童虐待を未然に防止します。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

【取組の方向】

- ・ひとり親家庭等の子育てや生活支援を充実していきます。
- ・ひとり親家庭等の経済的支援を充実していきます。
- ・ひとり親家庭等において養育費を確保できるよう、支援をしていきます。
- ・ひとり親家庭等の医療費の一部を助成します。

具体的施策·事業名	内 容
自立支援・就業相談 事業	世帯の安定的な経済基盤を築くため、経済・教育など諸問題の解決を助けられるよう生活一般の相談に応じます。また、自立に必要な指導にあたる母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの活動内容等の情報を提供し保護者の就労を支援します。
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活安定と自立を促進するため、対象世帯に児 童扶養手当を支給します。 (所得制限あり)
養育費の確保	ひとり親家庭等が養育費を確保できるよう支援していきます。 また、法律専門家等による相談の実施についても周知、支援し ていきます。
ひとり親家庭等医療 費助成	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の疾病による入院・通院にかかった医療費を助成します。
支援制度の周知	ひとり親家庭に対しての支援情報を届け、利用につなげるために情報提供に努めます。

③ 児童虐待防止策の充実

【取組の方向】

- ・児童虐待を未然に防ぐために、相談体制の充実を図ります。
- ・子育て中のストレスをリフレッシュするための保育の充実に努めます。
- ・乳幼児健診や個別訪問、民生委員児童委員や住民の協力など、あらゆる機会を通して、育児困難家庭や虐待等の早期発見に努めます。
- ・育児の不慣れなどに対応するため、訪問相談や支援の充実に努めます。
- ・住民に身近な地域において、児童虐待に対する取組を進めるため、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等のネットワークを整備していきます。
- ・関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・防止に努めます。

具体的施策·事業名	内 容
孤立感・不安の解消	乳幼児健診や子育てママの交流会、未受診者等への個別訪問等 を通して、子育て不安や孤立感の解消に努めます。
相談事業の周知	利用者支援事業や子育て支援センター、役場庁舎で実施している相談事業についての周知と活用を促進していきます。
体罰や暴言によらな い子育ての普及啓発	体罰や暴言により子どもの心や体を傷つけることは虐待となる という正しい認識が持てるよう、子育て中の親や地域住民など に対して、講演会等による啓発活動を行います。
相談窓口の周知	虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が、速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知に取り組みます。また、小中学生を対象にした電話相談窓口やインターネット相談窓口の周知に取り組みます。
虐待等予防・早期発 見	各種健診、相談等の事業や、民生委員児童委員の協力を得て、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。 専門機関との連携をはかり、巡回支援や養育支援等の取り組みに努めます。 保育施設や関係機関との連携、地域住民等への周知と協力の呼びかけにも積極的に取り組みます。

具体的施策·事業名	内 容
要保護児童対策地域 協議会の取組の強化	虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のために、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図り、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により、支援が必要な児童およびその世帯に適切な対応を行います。
育てにくさを感じる 親への支援	未熟児、多胎児や発達に遅れのある子ども、障がい児などの親は、育児不安や負担が大きいため、必要に応じて保育や教育、医療・療育等、専門機関と連携を図りながら相談支援を行います。
虐待予防・ハイリス ク者の把握 (養育支援訪問事 業)	ハイリスク妊婦については、妊娠期から子育で期に至るまで、虐待予防を視野に入れた支援を行います。また、4か月児健診の折に、アンケート等により育児不安を早期に把握し、虐待防止に努めていきます。 また、養育支援が必要な家庭に対し、専門職が訪問を行い相談や助言などの支援を行います。

(3) 安全・安心の子育て社会づくりの推進

① 安心して外出できる環境の整備

【取組の方向】

- ・子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備に努めます。
- ・子ども連れの親等が、安心して外出できる環境の整備を進めます。
- ・親子が安心して遊べる環境の整備を進めます。

【主な施策】

具体的施策・事業名	内 容
公園の整備	公園を安全・快適に利用できるよう公園施設の定期点検を実施 するとともに、計画的に整備を進めます。

② 子どもを事故や災害から守る活動、地域の連携

【取組の方向】

- ・乳幼児の家庭内での事故の防止に努めます。
- ・交通安全教育を推進していきます。
- ・保育園・こども園・学校での防災対策等の充実を図ります。
- ・子どもたちを犯罪から守るため、地域全体での意識づくり・地域防犯パトロールなどの組織づくりを進めていきます。

具体的施策·事業名	内 容
不慮の事故防止方法 についての啓蒙	母子手帳交付時、乳児健診時にパンフレットを活用し、家庭で の事故防止について知識の普及に努めます。
通学路の安全対策	学校、道路管理者、警察等と合同で通学路の安全確認、危険箇所 の点検を実施し、通学路の安全確保を図ります。
交通安全教育の実施	交通安全教育を実施し、幼児期から交通安全教室の開催等を通して、基本的な交通ルールの習得させ、子どもの交通安全意識の向上に努めます。
防災・防犯対策の 充実	消防器具等の点検を定期的に実施し、防火設備や不審者進入防止の整備の充実に努めるとともに、災害発生時や不審者侵入の際に速やかな避難ができるよう避難訓練を定期的に実施します。
地域全体での取組の推進	地域住民の協力を得て、子どもたちを犯罪から守るための見回り、子ども 110 番の家の継続など、児童生徒の登下校時の安全確保の為の意識づくりや組織づくりを進めていきます。

■ 第5章 ■ 子ども・子育て支援事業計画

5.1 教育・保育にかかる計画

(1) 量の見込み

① 1号認定(3~5歳)

令和元年度の町内の1号認定(認定こども園)利用児童数は21人です。 令和2年度以降、1号認定(認定こども園)は15人前後で推移することが予想されます。

既存のこども園1か所により提供・確保します。

②2号認定(3~5歳)

令和元年度の町内の保育施設利用児童数(3~5歳児)は98人です。

令和2年度以降、認定こども園及び保育所の利用が想定される児童数は90~100人 弱で推移することが予想されます。

既存のこども園1か所、保育園1か所(認可)により提供・確保します。

③3号認定(0~2歳)

令和元年度の町内の保育施設利用児童数は、0歳児が 13 人、 $1\cdot 2$ 歳児が 36 人です。 令和 2年度以降、3 号認定のうち 0歳児は $6\sim 10$ 人、 $1\cdot 2$ 歳児は $31\sim 45$ 人で推移することが予想されます。

既存のこども園、保育園1か所(認可)により提供・確保します。

【教育・保育にかかる量の見込み(人)】

			現状※	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1 号認定 (3~5 歳)	認定こども園		20	20	19	18	17	16
2 号認定 (3~5 歳)	認定こども園 保育園		76 21	73 12	70 15	73 12	72 12	70 10
3 号認定 1.2 歲児	0歳児	認定こども園 保育園	10 3	6 4	5 2	6 1	5 1	5 1
	1·2 歳児	認定こども園 保育園	29 7	35 10	30 8	30 6	28 5	27 4

※令和元年11月1日現在

(2) 確保方策

① 1号認定(3~5歳)

認定こども園 1 か所により提供・確保します。園児数は現状の定員の $64 \sim 80\%$ となる見込みです。

【確保方策 1号認定(3~5歳)】

年度	令和 2	令和3	令和 4	令和5	令和 6
量の見込み(人)	20	19	18	17	16
◆認定こども園(施設型給付)					
施設数	1	1	1	1	1
園児数 (人)	20	19	18	17	16
対定員数比	80.0%	76.0%	72.0%	68.0%	64.0%
※現状の定員数(人)	25				

②2号認定(3~5歳)

現状の保育園定員数(人)

認定こども園 1 か所、保育園 1 か所(認可)により提供・確保します。こども園園 児数は現状の定員の $89\sim93\%$ 、保育園園児数は現状の定員の $41\sim62\%$ となる見込みです。

【確保方策 2号認定(3~5歳)】

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和 6
	,	,	,	,	
量の見込み (人)	85	85	85	84	80
	1	1	-	-	
◆認定こども園(施設型給付)					
施設数	1	1	1	1	1
園児数 (人)	73	70	73	72	70
対定員数比	93.6%	89.7%	93.6%	92.3%	89.7%
◆保育園					
施設数	1	1	1	1	1
園児数(人)	12	15	12	12	10
対定員数比	50.0%	62.5%	50.0%	50.0%	41.7%
				<u>'</u>	
※現状のこども園定員数(人)	78				

24

③3号認定(0~2歳)

認定こども園 1 か所、保育園 1 か所(認可)により提供・確保します。こども園児数は現状の定員の $100\sim128\%$ 、保育園園児数は現状の定員の $23\sim66\%$ となる見込みです。

保育所の設置基準が 20 人以上となっているため、子ども・子育て会議で保育園の運営について検討する必要があります。

【確保方策 3号認定(0~2歳)】

年度	令和 2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み (人)	55	45	43	39	37
◆認定こども園(施設型給付)					
施設数	1	1	1	1	1
園児数 (人)	41	35	36	33	32
対定員数比	128.1%	109.4%	112.5%	103.1%	100.0%
◆保育園					
施設数	1	1	1	1	1
園児数 (人)	14	10	7	6	5
対定員数比	66.7%	47.6%	33.3%	28.6%	23.8%

※現状のこども園定員数(人)	32
現状の保育園定員数(人)	21

5.2 地域子ども・子育て支援事業にかかる計画

(1) 量の見込み

本計画の策定にあたっては、国が定める地域子ども・子育て支援事業(13事業)の うち、令和元年度に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」の結果やこれまでの 利用実績から把握できる下表の9事業について量の見込を算出しました。

このうち、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業については、現状の利用者数や推計人口をもとに設定しました。

【地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み】

	(単位)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
① 利用者支援事業(基本型)		1	1	1	1	1
②地域子育て支援拠点事業	(人回)	670	665	645	640	623
③妊婦健康診査	(人回)	504	490	476	448	434
④乳児家庭全戸訪問事業	(人)	36	35	34	32	31
⑤養育支援訪問事業	(人)	15	12	10	11	10
⑦ファミリー・サポート・センター事業	(件)	65	70	66	63	60
⑧一時預かり事業						
1 号認定	(人目)	197	188	178	168	158
上記以外	(人目)	30	27	24	25	20
⑨時間外保育事業	(人)	102	102	100	96	92
⑪放課後児童クラブ(1~6年生)	(人)	156	150	152	141	138
②実費徴収に係る補足給付を行う事業						
副食費	(人)	40	40	38	35	36
保育教材等	(人)	10	11	10	9	10

※地域子ども・子育て支援事業には、表中の事業のほか、「⑥子育て短期支援事業」、「⑩病児・病後児保育事業」、「⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」がある。

(2) 確保方策

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を 実施する事業です。 (施策 3(1)②) 町健康こども課により提供・確保します。

【確保方策 ①利用者支援】

年度	令和 2	令和3	令和4	令和 5	令和6
量の見込み (基本型)	1	1	1	1	1
◆町健康こども課 箇所数	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です(施策 3(1)①)。既存の子育て支援センターにより提供・確保します。

【確保方策 ②地域子育て支援拠点事業】

年度	令和 2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み (人回)	670	665	645	640	623
◆子育て支援センター					
箇所数	1	1	1	1	1
延べ利用人回	670	665	645	640	623

③妊婦健康診査

本町が従前から実施してきた「妊産婦健康診査助成」(施策 1(1)①)とします。町健康こども課により提供・確保します。

【確保方策 ③妊婦健康診査】

年度	令和2	令和3	令和 4	令和5	令和6
量の見込み(人回)※	504	490	476	448	434
◆町健康こども課 箇所数	1	1	1	1	1
利用者数	504	490	476	448	434

^{※「}量の見込み」については、妊婦に対する健康診査を一人当たり 14 回実施していることから、推計した 0 歳人口に 14 を乗じることによって量の見込みとしています。

4.乳児家庭全戸訪問事業

本町が従前から実施してきた「乳幼児世帯訪問」(施策 1(1)②)とします。町健康こども課により提供・確保します。

【確保方策 ④乳児家庭全戸訪問事業】

年度	令和 2	令和3	令和 4	令和5	令和6
量の見込み(人)※	36	35	34	32	31
◆町健康こども課					
箇所数	1	1	1	1	1
利用者数	36	35	34	32	31

^{※「}量の見込み」については、各年度の0歳児の推計人口を設定。

⑤養育支援訪問事業

本町が従前から実施してきた「養育支援訪問事業」とします(施策3(2)(3))。

【確保方策 ⑤養育支援訪問事業】

年度	令和 2	令和3	令和4	令和5	令和 6
量の見込み(人)※	15	12	10	11	10
◆町健康こども課					
箇所数	1	1	1	1	1
利用者数	15	12	10	11	10

⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

現在、町内において実施されていないことから、本計画の期間中に、利用ニーズを精査したうえで実施の可能性について検討します(施策 2(1)①)。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

本町では、ファミリー・サポート・センター事業の類似事業として、弟子屈町社会福祉協議会が主体となった「子育てサポート事業」が実施されていましたが、令和2年度より社会福祉協議会への委託事業としてファミリー・サポート・センター事業を行います。(施策2(1)①)。

【確保方策 ⑦ファミリー・サポート・センター事業】

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和 6
量の見込み(件)※	65	70	66	63	60
◆弟子屈町社会福祉協議会					
箇所数	1	1	1	1	1
延べ利用件数	65	70	66	63	60

⑧一時預かり事業

1号認定を対象とした事業 (預かり保育) とし (施策 2(1)①)、認定こども園 1 か所により提供・確保します。

【確保方策 ⑧一時預かり事業(1号認定)】

年度	令和2	令和3	令和4	令和 5	令和 6
量の見込み (人日)	197	188	178	168	158
◆認定こども園(施設型給付)					
箇所数	1	1	1	1	1
延べ利用人数(人日)	197	188	178	168	158

9時間外保育事業

認定こども園1か所、保育園1か所(認可)により提供・確保します(施策2(1)①)。

【確保方策 ⑨時間外保育事業】

年	度 令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み(人)	102	102	100	96	92
◆認定こども園					
箇所数	1	1	1	1	1
利用人数	81	82	85	82	80
◆保育園					
箇所数	1	1	1	1	1
利用人数	21	20	15	14	12

⑩病児・病後児保育事業

現在、町内において実施されていないことから、本計画の期間中に、利用ニーズを 精査したうえで実施の可能性について検討します(施策 2(1)①)。

⑪放課後児童クラブ

既存の放課後児童クラブ2か所により提供・確保します(施策2(2)①)。

【確保方策 ①放課後児童クラブ】

年度	令和 2	令和3	令和 4	令和5	令和6
量の見込み(人)	156	150	152	141	138
◆放課後児童クラブ					
箇所数	2	2	2	2	2
登録者数	156	150	152	141	138

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

従前から実施してきた「保育料助成事業」(施策 2(1)②)とします。

【確保方策 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業】

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み (件)	10	11	10	9	10
◆町健康こども課					
箇所数	1	1	1	1	1
副食費免除利用数	40	40	38	35	36
◆町健康こども課					
	_			_	
箇所数	1	1	1	1	1
保育教材費対象数	10	11	10	9	10

5.3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全ての子どもの健やかな成長を支援 するために、質の高い保育・教育、その他の子ども・子育て支援を総合的に提供して いくことが重要であるとされています。

そのための方策の一つとつとして、保育・教育の一体的提供と推進体制の確保内容について次のように定めます。

(1) 認定こども園への支援

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保育・教育を一体的に提供するとともに、保護者の就労状況等で柔軟に受け入れる事の出来る施設です。

今後とも情報提供や相談・助言等の必要な支援を行って行くこととします。

(2)認定こども園・保育所・小学校の連携の推進

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいため、個々の発達に応じた適切な保育・教育・子育て支援の提供が必要となります。

個々の発達に応じた育ちを大切とし、認定こども園・保育所は、幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、子どもが安心して小学校生活に入っていけるよう小学校の 児童との交流、情報交換等を通して、認定こども園・保育所・小学校の円滑な連携を 目指します。

また、認定こども園、保育所、小学校、行政の関係機関等による連絡会を組織・開催するなど、密接な連携を図るための情報共有および協力の体制づくりを進めます。

保育を利用している子どもが、小学校入学後すみやかに放課後児童クラブを利用できるよう関係機関の連携をはかります。

(関連施策:4.1節(2)②「幼児教育の充実」)

(3) 質の高い教育・保育の提供

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育事業の従事者全体のさらなる 質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

① 研修の充実等による資質の向上

保育士等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高めることができるよう、研修等を充実させ、教育・保育の質の向上を目指します。

② 特別な支援を要する子どもへの配慮

障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについては、特性や成長に合わせた教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、保育者の知識や支援スキルの向上を目指します。

③教育・保育に関する施策の総合的な実施

教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき、助言や支援を行う者の配置及 び施策を総合的に実施するための体制の整備に努めます。

参考資料

1 「子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要

(1)調査の概要

①調査目的

・本ニーズ調査は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画 の策定に向け、弟子屈町内における保育・教育ニーズを含む子育て支援に関する潜 在的な需要や、子育てに関する保護者の意識などを把握するため、国・道が定める 内容をふまえ、下記の町民を対象にアンケートを実施しました。

②調査対象

・町内に居住する就学前児童:222人 ・町内に居住する小学校児童:294人

③ 調査方法

- ・調査票は、小学校、認定こども園、保育園で直接配布・回収したほか、未就園児については「住民基本台帳」に登録されている対象児童全数に対して、郵送による送付・回収を行いました(児童の保護者宛て)。
- ・調査期間は、令和元年8月23日(発送)~令和元年8月30日(投函締切)です。

(2) 回収結果

・本調査では、調査対象となる世帯に、「子育て環境や親の就労状況に関する調査票(子育て環境調査票)」「未就学のそれぞれのお子さんの子育て支援ニーズに関する調査票(未就学児調査票)」「小学校に通うそれぞれのお子さんの子育て支援ニーズに関する調査票(小学生調査票)」を配布し、該当する調査票の回答を求めていますが、「子育て環境調査票」「未就学児調査票」「小学生調査票」のみの回答もあり、未就学児調査としての有効票は124票、小学生調査としての有効票は154票となりました。

	子育て環境・就労状 況調査の回答状況	有効票数	計		
未就学児調査の有効回答者	0	124	137	307	
	×(未回収·無効)	13			312
小学生調査の有効回答者	0	154	170		
	×(未回収·無効)	16	170		
未就学児調査・小学生調査					
の未回答者(子育て環境調	0	5	5		
査のみ回答)					

(3) 報告書

「弟子屈町子ども・子育て支援事業計画策定調査業務 子育て支援に関するニーズ調査報告書」(令和2年3月)

2 「弟子屈町子ども・子育て会議」の開催概要

(1) 弟子屈町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第77条第1項の規定に 基づき、弟子屈町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、次の事務を所掌する。
- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる 者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 子ども・子育て会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第6条 子ども・子育て会議に、第2条の所掌事務に係る調査及び研究(以下「調査等」という。)を行うための専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。
- 4 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 5 専門部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会長に報告する ものとする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、弟子屈町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年弟子屈町条例第6号)の定めるところによる。

(事務局)

第8条 子ども・子育て会議の事務局は、健康こども課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附則 (平成 30 年 1 月 23 日条例第 8 号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 会議の開催状況

開催日	議事内容		
第11回	・第二期子ども・子育て支援事業計画策定の報告につ		
令和元年 6月14日	いて		
第 12 回	・子育て支援に関するニーズ調査の結果について		
令和元年11月1日			
第 13 回	・弟子屈町第二期子ども・子育て支援事業計画(素		
令和 2年 2月 25日	案)について		

(3) 委員名簿

区分	所 属	氏 名	備考
子どもの保護者	摩周丘幼稚園父母の会	西崎 勉	
	おひさま保育園保護者の会	土屋 直人	副会長
	川湯保育園保護者の会	榎本 竜太郎	
	弟子屈町連合父母と先生の会	坪井 智裕	
	公募	辻谷 由起子	
関連事業者	摩周丘幼稚園	鈴木 幸栄	
学識経験者	弟子屈町民生委員児童委員協議会	宮崎 久美子	
	弟子屈町社会福祉協議会	土屋 ひとみ	
商工団体	弟子屈町商工会	竹森 英彦	会長
関係行政機関	弟子屈町教育委員会	辻川 智宏	
	弟子屈町校長会	齊藤 超	

『第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画』

弟子屈町 健康こども課

〒088-3292 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

Tel: 015-482-2935 / Fax: 015-482-2696

発行:令和2年3月